

※分からないことや詳しいことは、**図**にお問い合わせください。

**公有地の拡大の推進に関する法律に基づく
届け出・申し出をしてください**

図土木課維持係
☎ 63-1485

土地の有償譲渡届け出

土地の所有者が、荒尾市内の次のような土地を有償で譲渡しようとするときは、契約を結ぶ前に、その土地の面積・譲渡予定価額・譲渡の相手方などを市長に届け出る必要があります。

●有償譲渡届け出が必要な土地

対象となる土地	対象面積
都市計画施設等の区域内の土地 (都市計画道路・公園・河川等の 区域内に所在する土地) ※ 1	200㎡以上
都市計画区域内 (市内全域)	10,000㎡以上

●届け出が必要な取引

売買、代物弁済、交換、契約に基づく譲渡など

※ 1_ 有償譲渡予定の土地の一部分でも都市計画施設にかかり、取引の総面積が 200㎡以上の場合は、届け出が必要です。区域の位置など詳しくは、お問い合わせください。

土地の買取希望申し出

土地の所有者が、荒尾市内の次のような土地の買い取りを希望するときは、地方公共団体（県や市町村）などに対して、その旨を市長に申し出ることができます。

●買取希望申し出が必要な土地

対象となる土地	対象面積
都市計画区域内（市内全域）	200㎡以上

●届け出・申し出窓口 土木課維持係

※市のホームページにも届け出・申し出書について掲載していますので、ご覧ください。

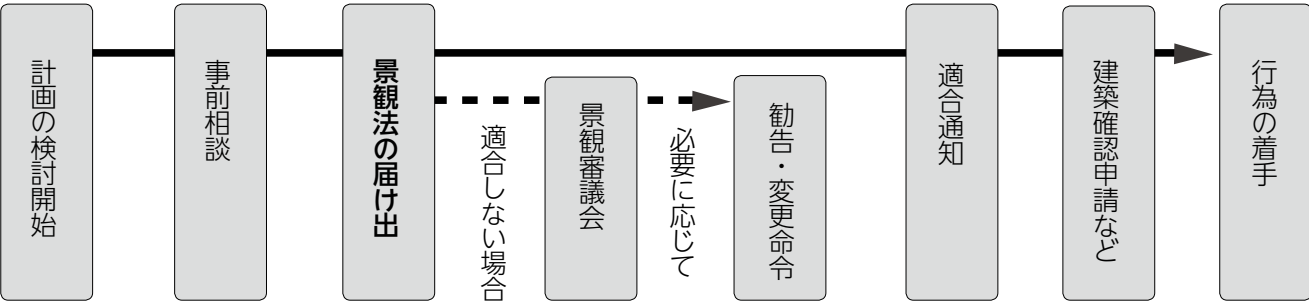
荒尾市景観計画を策定しました

図土木課計画事業係
☎ 63-1487

市の特性を生かした良好な景観づくりを推進するため、11月1日に「荒尾市景観計画」を施行します。市内で一定規模以上の建築物の建築や外観の変更などの行為を行う場合は、30日前までに市への届け出が必要になります。また、届け出対象でない行為でも、景観計画の趣旨に沿った景観づくりをお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。



●届け出の手続



**トラブルに巻き込まれても、ひとりで決めない悩まない！
消費生活センターにご相談ください**

図消費生活センター（市役所 1 階）
☎ 63-1173

消費生活センターには、高齢者を狙った消費者トラブルの相談が多く寄せられています。また、インターネットでの出会い系サイトや、ネット通販でのトラブルなど若年層からの相談も増えています。消費者トラブルに巻き込まれないためには、市民一人一人が問題意識を高めることが大切です。消費生活センターでは、消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決に向けた助言やあっせん、出前講座などの啓発活動を行っています。取引相手が信用できるかどうか自分で確認することも大切ですが、迷ったときはすぐに消費生活センターへ相談しましょう。



●ネットオークションの相談事例

インターネット・オークションで、商品を落札し、代金を振り込んだが、商品が届かない。補償制度を使い、オークションの主催者に補償を求めることはできるのか。

●対応策

- ・主催者によって補償限度額や条件など制度に違いがあるので、利用前に必ず確認する。
- ・詐欺などが不安なときは後払いにする。
- ・信頼できるオークション主催者と出品者選びを行う。

●出会い系サイトの相談事例

登録無料の出会い系サイトをクリックすると「無料で登録が完了したので今後は月々5万円の会費を振り込んでください」という請求画面になってしまった。

●対応策

- ・クリックしたことで契約したことにはなるが、支払い義務はないので、無視する。
- ・請求画面に脅迫まがいの記述があっても絶対に相手に連絡しない。

出前講座をご活用ください！

悪徳商法や契約トラブルを未然に防ぐために勉強会をしませんか。講師が無料で伺います。地域の集まりや老人会、PTA など、10人以上のグループでお申し込みください。



◀毎回好評の出前講座の様子。

国土利用計画法の届け出をしてください

図土木課維持係 ☎ 63-1485
図熊本県地域振興課 ☎ 096-333-2181

一定面積以上の土地の売買などをしたときは、契約後に権利取得者（買主）が届け出をする必要があります。

●届け出が必要な土地

対象となる土地	対象面積
都市計画区域内（市内全域）	5,000㎡以上

●届け出が必要な取引

売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など

●届け出期限

契約した日を含め2週間以内（予約を含む）

●届け出窓口 土木課維持係

※市のホームページにも届出書について掲載しています。